

第 3 章

医 療 統 計

利 用 上 の 注 意

この医療統計は、医療法の規定により毎月県内の病院から提出される病院報告と、統計法に基づく医療施設調査の結果と、医師法、歯科医師法、薬剤師法の規定に基づく、医師、歯科医師、薬剤師調査の結果を基にして、作成したものである。

なお、医療施設数及び病床数は、「休止・1年以上休診中」の施設を除いた活動中の数である。

1 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病 院：医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

一般診療所：医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

歯科診療所：歯科医師が、歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

(2) 病院の種類

精神科病院：精神病床のみを有する病院

結核療養所：結核病床のみを有する病院

らい療養所：らい病床のみを有する病院

一般病院：上記以外の病院

(3) 病床の種類

精神病床：精神科病院の病床と一般病院の精神病室の病床

感染症病床：一般病院の感染症病室の病床

結核病床：結核療養所の病床と一般病院の結核病室の病床

療養病床：病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一般病床：精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

らい病床：らい療養所の病床

）「らい病床」は、「らい予防法の廃止に関する法律」の施行に伴い、平成 8 年 4 月 1 日廃止された。

(4) 開設者

国 厚生労働省：厚生労働省が開設するもの（独立行政法人国立病院機構等）

その他：上記以外の国の機関が開設するもの

都道府県：都道府県が開設するもの（県立病院）

市町村：市町村が開設するもの（一部事務組合が開設するものを含む）

日 赤：日本赤十字社が開設するもの
 公 益 法 人：民法第 34 条の規定による法人が開設するもの
 医 療 法 人：医療法第 39 条の規定による法人が開設するもの
 その他の法人：上記以外の法人が開設するもの
 個 人：個人が開設するもの

- (5) 月 末 病 床 数：その月の月末現在の使用許可病床数
 (6) 在院患者延数：許可病床数にかかわらず現に毎日 24 時現在に在院していた患者の合計数
 (7) 月末在院患者数：許可病床数にかかわらず現に月末日 24 時現在に在院している患者数
 (8) 新入院患者数：新たに入院した患者数
 (9) 退 院 患 者 数：退院した患者数
 (10) 外来患者延数：新来、再来、往診、巡回診療、健康診断等を行い、診療録（カルテ）を作成した者の延数

2 比率の算出方法（年間：1月1日～12月31日）

$$(1) \text{人口 10 万対施設数} = \frac{\text{施 設 数}}{\text{基 礎 人 口}} \times 100,000$$

$$(2) \text{1 施設あたりの人口} = \frac{\text{基 礎 人 口}}{\text{施 設 数}}$$

$$(3) \text{人口 10 万対病床数} = \frac{\text{病 床 数}}{\text{基 礎 人 口}} \times 100,000$$

$$(4) \text{1 病床あたりの人口} = \frac{\text{基 礎 人 口}}{\text{病 床 数}}$$

$$(5) \text{月末病床利用率} = \frac{\text{月 末 在 院 患 者 数}}{\text{月 末 病 床 数}} \times 100$$

$$(6) \text{年間病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の 1 月～12 月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の 1 月～12 月の合計}} \times 100$$

$$(7) \text{1 日平均在院患者数} = \frac{\text{年 間 在 院 患 者 延 数}}{\text{該 当 年 の 年 間 日 数 (平 成 21 年 は 365 日)}}$$

$$(8) \text{平均在院日数} = \frac{\text{年 間 在 院 患 者 延 数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者} + \text{年間退院患者数})}$$

$$(9) \text{1日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数(平成21年は365日)}}$$

3 基礎人口

○全 国：総務省統計局公表「平成21年10月1日現在推計人口」
(総人口) 127,510,000人

○青森県：総務省統計局公表「平成21年10月1日現在推計人口」
(総人口) 1,379,000人

○市町村：青森県統計分析課公表「平成21年10月1日現在青森県推計人口」

4 医療機関が標ぼうする診療科名について

標ぼう診療科名の改正により、20年分から統計表を分けて掲載しています。

診療科目の変更については、厚生労働省HP「医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」の<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/08/index.html>「調査の概況」「医療施設調査」の3ページ目をご覧ください。